第 150 回

各務原市都市計画審議会

令和5年1月6日

	目	次	(頁)
議第1号 各務原都市計画道路の変見	更について(各を	務原市決定)	1-1
議第2号 各務原都市計画公園の変見	軍について(各	怒 原击决定)	2–1

議第1	号	
	タ数百型士制両送吸の亦更について	(友致百士油宁)
	各務原都市計画道路の変更について	(台伤原川伏足)
		令和5年1月6日提出
		各務原市都市計画審議会 会長 福島 茂

4 各都計第 1 1 0 号 令和 4 年 1 1 月 1 6 日

各務原市都市計画審議会 会長 福島 茂 様

各務原市長 浅野 健司

各務原都市計画道路の変更について(各務原市決定)

各務原都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項 において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。

各務原都市計画道路の変更(各務原市決定)

都市計画道路中3・5・16号新那加町線を次のように変更する。

	名	名 称 位 置				区域			構	造	備考
種別	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	数 幅 員	地表式の区間における	
	H 7	₩ 1 1/2/N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/G ///	W4 VV	上が胜週地	進 戊	一冊起ルバ	44/00・7 9人		鉄道等との交差の構造	
	3 · 5 · 16	新那加町線	各務原市那加本町	各務原市那加新 那加町	各務原市那加本町 及び新那加町	約 140m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差1箇所	
幹線											
幹線街路											
岭	路 なお、各務原市新那加町地内に新那加駅前広場を設ける。										
		W17.14-W1 M4/M4/11.13-501-14.	-1/1/216/4H@([]1/1/4//// C.]	30.7 V ₀							面積約 1,160 ㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

新那加駅の交通結節点機能の向上を図るための駅前広場の整備計画に伴い、都市計画道路 3・5・16 新那加町線に新那加駅前広場の区域を追加するものである。また、新たに車線数 を 2 車線に定めるものである。

変更理由書

3・5・16号 新那加町線

(都) 3・5・16号新那加町線(以下「本路線」という)は、各務原市那加本町を起点とし、同市那加新那加町を終点とする延長140m、計画幅員12mで那加地区の通勤、通学、買物等日常生活活動を確保する生活基盤の役割を担う道路として昭和62年に都市計画決定している。本路線の周辺一帯は、各務原市都市計画マスタープランにおいて、文化教育施設・行政施設・公園等が集積する地区であり、これらの既存施設を活用しつつ、商業、医療、福祉等の都市機能の集積を高め、若年世代から高齢者まで様々な世代が集まるにぎわい・交流の拠点の形成を図る西の都市拠点に位置付けられている。また、平成27年に新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し都市再生整備計画に基づき、道路のバリアフリー化や新那加駅の入口からホームまでの経路確保を目的にエレベーターを設置したところである。さらに、令和4年には各務原市立地適正化計画を公表し、各務原市らしい公共交通を軸とした集約型都市構造への転換を目指すこととしている。

これを受け新那加駅南口に路線バス・ふれあいバス・タクシー等の交通機関の円滑な乗り換えを行うため、乗降場や駐輪場の整備を行うことで交通結節点機能が強化され、通勤通学等の駅利用者の利便性向上が期待できることになる。

こうしたことから新那加駅前広場を都市計画道路 3・5・16 新那加町線に追加するものである。また、新たに車線数を 2 車線に定めるものである。

路線別変更内容調書

路	泉 名	変 更 内 容
番号	路線名	多 史 PJ 谷
3 • 5 • 1 6	新那加町線	・新那加駅前広場の追加

当該路線変更前後対照計画書

変更前

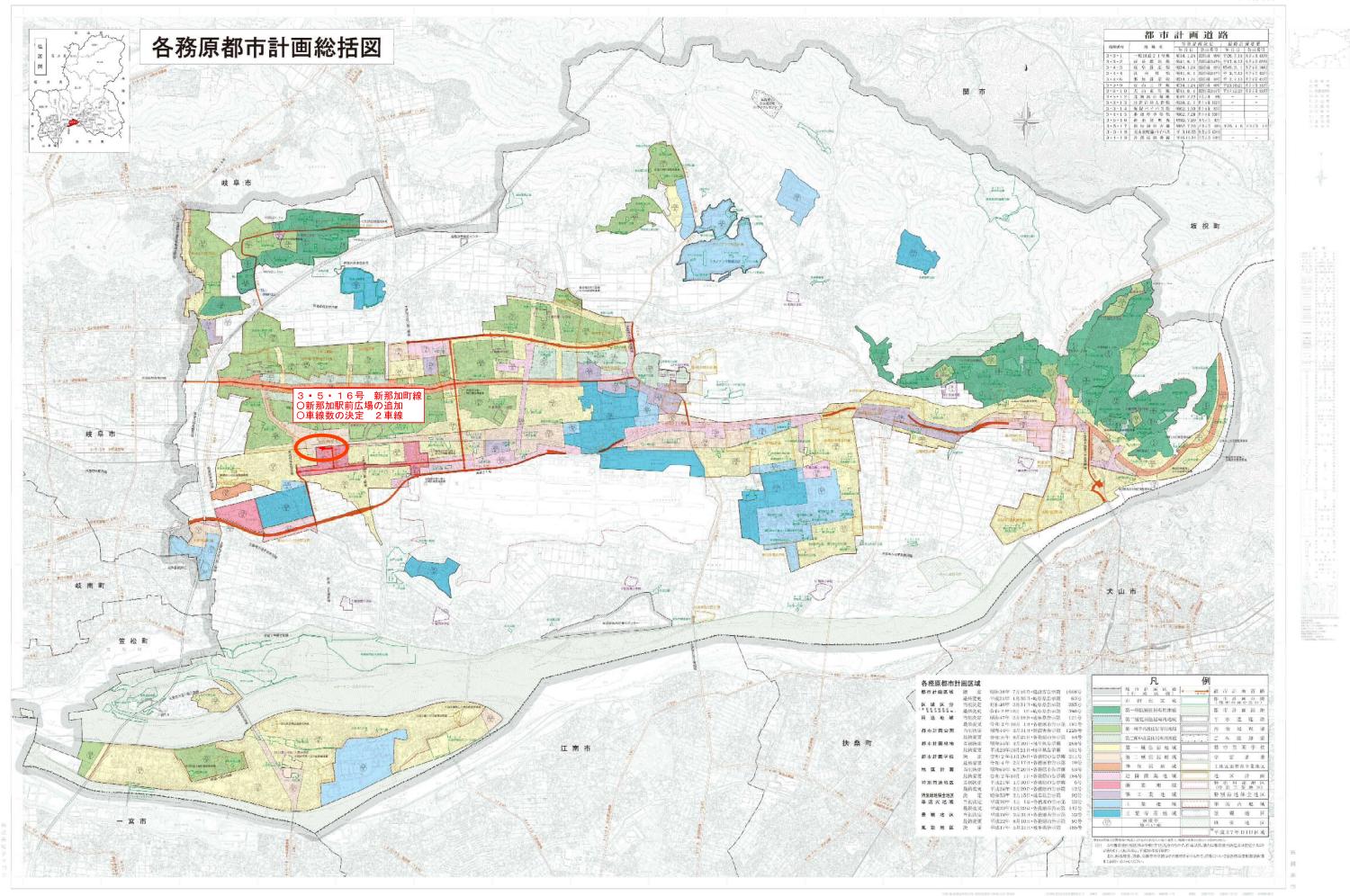
	名	名 称 位 置		区域		構	造	備考		
種別	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	幅員	地表式の区間における	
	省 ク	10000000000000000000000000000000000000	起点	於 · 於	土は経地地	延 戊	冊足が攻	THE EX	鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3 · 5 · 16	新那加町線	各務原市那加本町	各務原市那加新 那加町	各務原市那加本町 及び新那加町	約 140m	地表式	12m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
路	_									

変更後

	名	名 称 位 置				区域			構	造	備考
種別	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における	
				· 	. –	. – .				鉄道等との交差の構造	
	3 · 5 · 16	新那加町線	各務原市那加本町		各務原市那加本町	約 140m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差1箇所	
1.4				那加町	及び新那加町						
幹線街路											
街败											
											面積約 1,160 ㎡
	なお、各務原市新那加町地内に新那加駅前広場を設ける。										

全路線前後対照表

				各 務	原 都 市	市計画道	路 (全	体 分)		
		変更i	前			変更	後				
	路線番号	路線名	標準幅員	延長(m)	路線番号	路線名	標準韻	延長 (m)	決定権者	摘要	
1	3.3.1	一般国道 21 号線	22	11, 980	3.3.1	一般国道 21 号線	22	11, 980	大・知	一般国道 21 号	_
2	3.3.2	岐阜鵜沼線	25	9, 120	3.3.2	岐阜鵜沼線	25	9, 120	大・知	一部 県道長森各務原線	_
3	3.4.3	岐阜蘇原線	16	5, 980	3.4.3	岐阜蘇原線	16	5, 980	大・知	一部 県道長森各務原線	_
4	3.4.4	江南関線	16	7, 360	3.4.4	江南関線	16	7, 360	大・知	主要地方道 江南関線	_
6	3.4.6	那加蘇原線	16	1,620	3.4.6	那加蘇原線	16	1,620	知		_
7	3.5.9	石山三井線	12	1, 920	3·5·9	石山三井線	12	1, 920	知	一部 県道長森各務原線	_
8	3.5.10	犬山東町線	12	840	3.5.10	犬山東町線	12	840	知	一部主要地方道春日井各務原線	—
1 0	3·5·12	北洞西市場線	15	3, 010	3·5·12	北洞西市場線	15	3, 010	知		—
1 1	3.3.13	日野岩地大野線	25	3, 430	3.3.13	日野岩地大野線	25	3, 430	市	一部 県道 岐阜那加線	_
1 2	3.3.14	坂祝バイパス線	25	2, 540	3.3.14	坂祝バイパス線	25	2, 540	大・知		—
1 3	3.4.15	那加停車場線	16	240	3.4.15	那加停車場線	16	240	知		—
1 4	3.5.16	新那加町線	12	140	3.5.16	新那加町線	12	140	市		変更
1 5	3.5.17	新加納住吉線	15	2, 100	3.5.17	新加納住吉線	11~15	2, 100	市		_
1 6	3.3.18	犬山東町線バイパス	25	1, 360	3.3.18	犬山東町線バイパス	25	1, 360	大・知		_
1 7	3.4.19	各務原扶桑線	17	3, 700	3.4.19	各務原扶桑線	17	3, 700	市		_
	合計			58, 890	合計			57, 560			





都市計画の策定の経緯の概要

各務原都市計画道路の変更 (都)新那加町線

事項	時期	備考
下協議	令和4年7月21日	
説明会	令和4年11月7日	
都市建築部長事前協議	令和4年11月8日	
計画案の縦覧	令和 4 年 12 月上旬 ~令和 4 年 12 月下旬	市広報誌 12/1 号掲載
市都市計画審議会審議	令和5年1月6日	
県知事協議	令和5年1月10日(予定)	
市決定告示	令和5年2月7日(予定)	

議第	2	号	
		各務原都市計画公園の変更について	(各務原市決定)
			令和5年1月6日提出
			各務原市都市計画審議会
			会長 福島 茂

4 各 ス 第 2 0 9 号 令和 4 年 1 1 月 1 6 日

各務原市都市計画審議会 会長 福島 茂 様

各務原市長 浅野 健司

各務原都市計画公園の変更について(各務原市決定)

各務原都市計画公園を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項 において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。

各務原都市計画公園の変更(各務原市決定)

都市計画公園中 6・4・1号各務原スポーツ広場公園を6・5・1号各務原スポーツ広場公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 番 号	→ 大 ・ 本 ・ 公 園 名	位 置	面積	備考
運動公園	6 · 5 · 1	各務原スポーツ 広場公園	各務原市各務山の前町1、2丁目地内	約11.4ha	テニスコート、弓道 場、駐車場、体育館、 植栽等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

当該公園を新総合体育館を含めた形に区域を拡大し平時においてはスポーツ拠点やにぎわい創出拠点として、災害時においては災害対応の拠点的役割を担う防災公園として整備を行うため都市計画公園の変更を行う。

変更前後対照表

	変	Ī.	更	前			変	Ę	Ĭ	後	
種 別	名 番 号		位置	面積	備考	種別	<u>名</u> 番 号	称公 園 名	位置	面積	備考
運動公園	6 · 4 · 1	各務原ス ポーツ広 場公園	各務原市 各務川の 前町1、2 丁目地内	約4. 5ha	テニス コ 弓道場、 駐 植栽等	運動公園	6 · 5 · 1	各務原ス ポーツ広 場公園	各務原市 各務山の 前町1、2 丁目地内	約11.4ha	テ コ 弓

各務原都市計画公園 変更理由書

6・5・1 各務原スポーツ広場公園

本市の都市公園は、昭和44年に住吉公園を都市計画決定して以降、市街化の拡大や人口の増大に対応し、市民の休息、遊戲、運動等のレクリエーションのスペースを確保するため、これまで、76公園を都市計画決定し、整備を進めてきたところである。

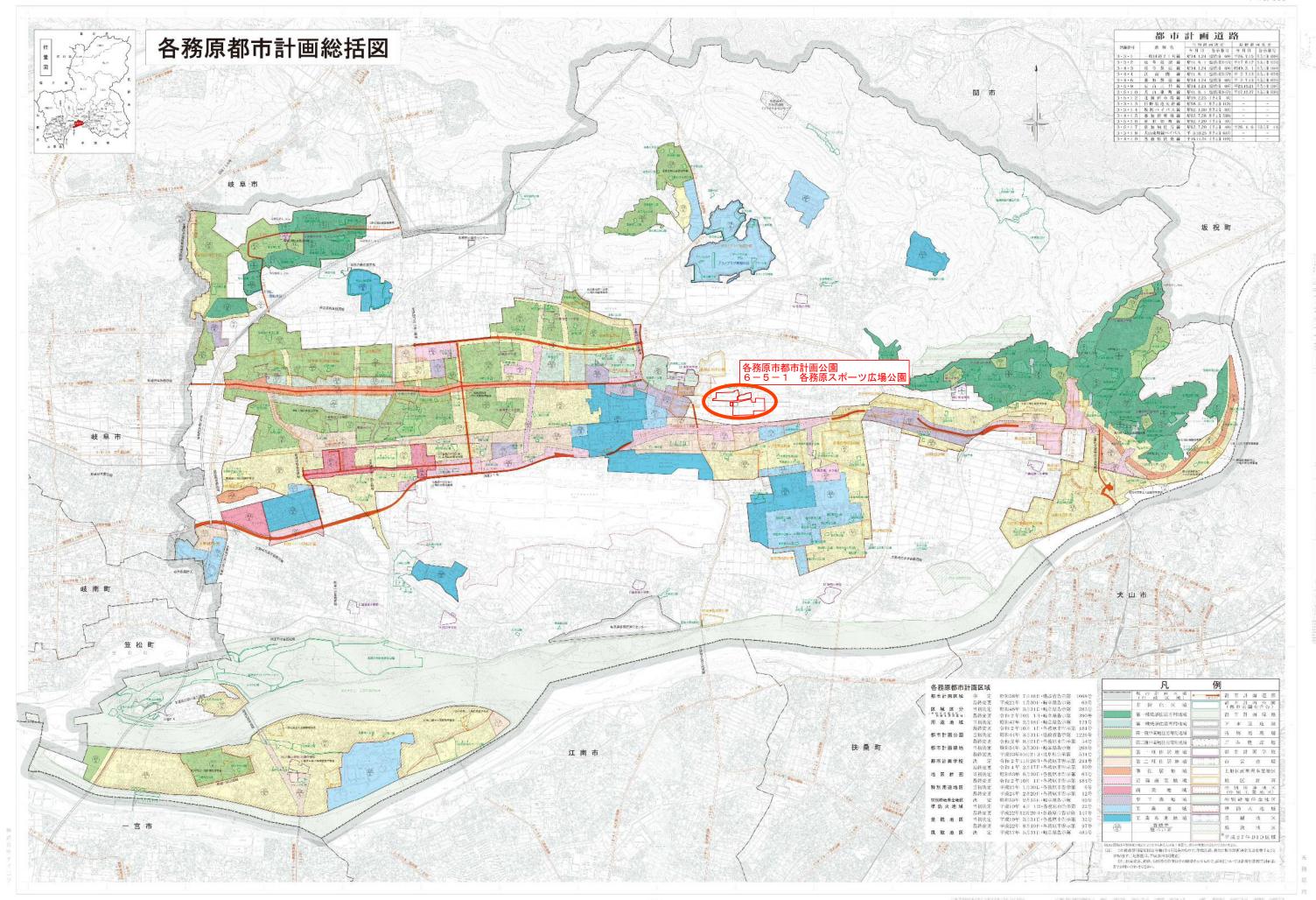
各務原スポーツ広場公園(「当該公園」)については、本市の地理的中央部に位置しており、令和元年度に約1km離れたところにある弓道場を集約し、運動広場やテニスコートを有したスポーツ目的で利用できる運動公園として都市計画決定し、令和2年度に整備を完了した。

一方、本市の屋内スポーツの拠点である総合体育館については、 竣工から39年が経過しており、施設の老朽化や観覧席・駐車場不 足、一部競技のコートが正規の規格に適合していない等、施設運営 上の課題を抱えている。このような課題に対応し、今後もスポーツ による市民の健康増進や交流を推進するため新たな総合体育館を整 備することとした。そこで、令和2年6月に各務原市新総合体育館 建設基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げ、施設の機能や規模、 建設候補地等について検討を行い、令和3年3月に策定した「各務 原市新総合体育館整備基本構想」において、『誰もが快適に使用でき、 健康づくりを楽しむ、にぎわいと交流、安全安心の拠点』とし、ス ポーツだけでなく防災拠点としての機能を持たせた安全安心のより どころとなる拠点として整備する方針を示している。その後、同委 員会における更なる調査・審議を踏まえ、令和4年9月に策定した 「各務原市新総合体育館整備基本計画」において、スポーツ施設の 集約や一体活用の観点等から、既存の各務原スポーツ広場公園に隣 接する形で整備することとしている。

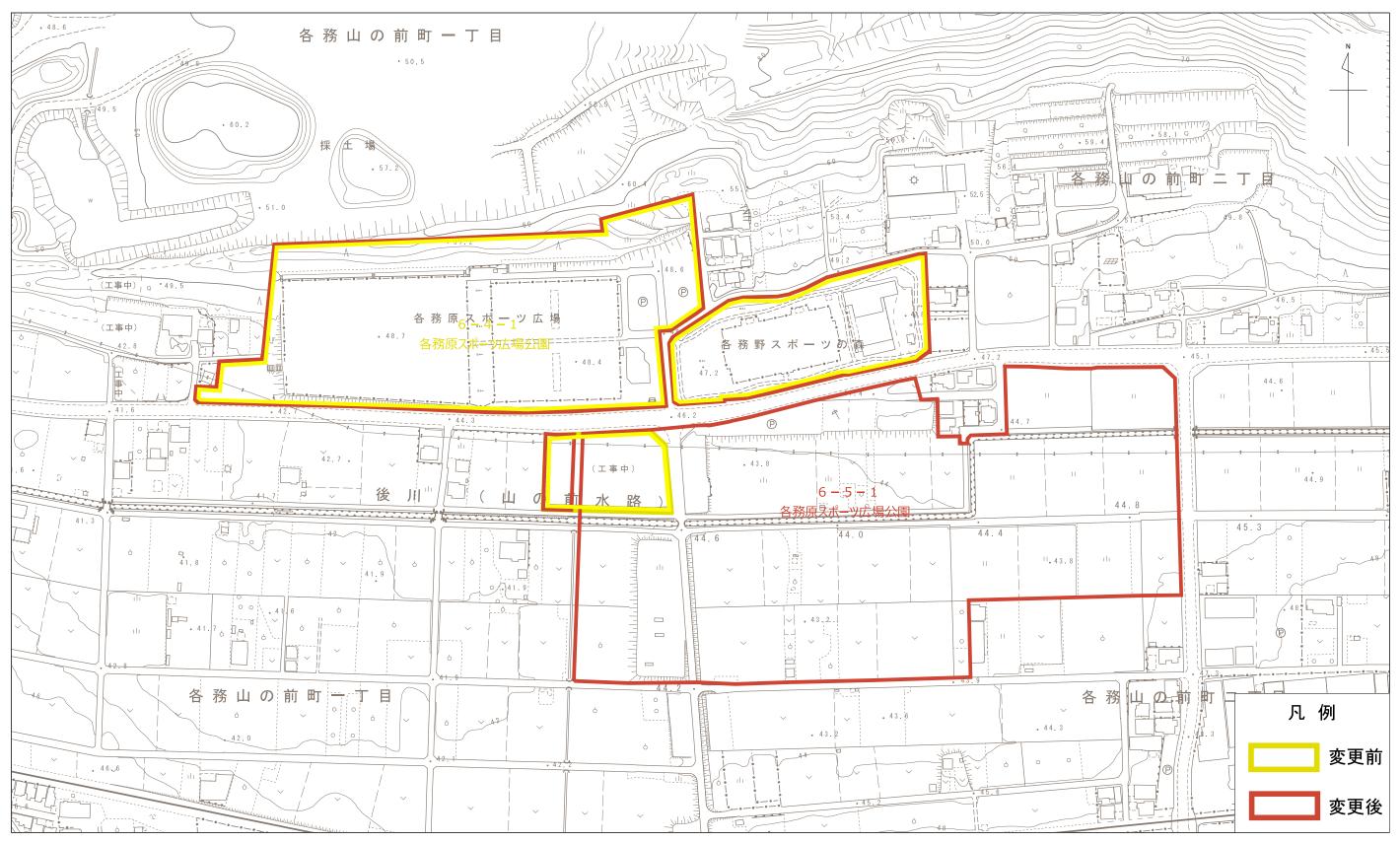
また、本市では、各務原市都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念の1つに「安全・安心な都市」を掲げ、「大規模災害に

備えた都市づくり」、「誰もが暮らしやすい都市づくり」等を目標とした都市づくりを進めている。さらに「緑の基本計画」においては、都市公園を災害時の避難地として、防火植栽、備蓄庫の設置など、避難地機能の拡充を図ることや、市民の交流拠点やレクリエーション拠点、スポーツ拠点、防災拠点、自然環境保全の拠点となるような総合公園等の整備を推進することとしている。

以上より、新総合体育館を含めた形に当該公園の区域を拡大し平時においてはスポーツ拠点やにぎわい創出拠点として市民の休息・遊戯・スポーツ活動・レクリエーション等の場として、災害時においては地域の防災拠点として救援・救護・物資集積等の災害対応の拠点的役割を担う防災公園として整備を行うため、現在都市計画決定されている6・4・1各務原スポーツ広場公園を6・5・1各務原スポーツ広場公園へ変更するものである。



都市計画公園 計画図



1:2500

都市計画の策定の経緯の概要

各務原都市計画公園(各務原スポーツ広場公園)の変更

事項	時期	備考
下協議	令和4年3月10日	
地権者説明会	令和4年3月10日	
説明会	令和4年3月11日、25日	
下協議	令和4年10月26日	
説明会	令和4年11月7日	
都市建築部長事前協議	令和4年11月8日	
計画案の縦覧	令和4年12月上旬	広報誌掲載
(都市計画法)	~下旬	
	(2週間)	
市都市計画審議会審議	令和5年1月6日	
知事協議	令和5年1月10日(予定)	
決定告示	令和5年2月7日(予定)	

各務原市都市計画審議会

事務局 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目 69 番地 各務原市 都市建設部 都市計画課

> 電話 058-383-1111 FAX 058-383-6365